

## 平成30年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年2月1日(木) 13時29分から14時10分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一						
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正				
委員	1番	三谷 富重	2番	大岸 高晴	8番	岡田 修一		
	9番	村田 正博	10番	宗石 和彦	12番	西岡 久		
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番	小松 和啓		
	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰	18番	小松 源一		

4. 欠席委員 (4名)

4番	三木 克司	6番	水田 義郎	7番	上島 陽子
11番	横山 実男				

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第5条の規定による届出取消について(報告)
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	香美市農業委員会和解の仲介に関する規定について
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議 長

開会(13時29分)  
それでは本日の会を進めたいと思います。毎日なんかこう寒い日が続いております。体調管理皆さん方十分ご注意頂きたいと思います。  
それでは2月の定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いを致します。  
議案書及び調査書の訂正ということで、先にそれを説明してくれますか。

事務局

すみません、写真資料の資料になります。資料番号15。申請者が[ ]さん。間違いでないですが、外1名の方が議案書に出てまして。資料15のですね、申請者が[ ]さんが[ ]さんに。

議 長

それ兄弟です。外1人と。

いいですかね。他にないかね。

それでは議事を進めていきたいと思いますが、本日の議事録の署名につきましては、岡田委員と宗石委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。先程言いましたが、欠席者が三木さん、水田さん、上島さん、横山さんというふうに出ておりますけども定足数には達しておりますので本日の会を進めたいと思います。推進員の中にもですね、若干欠席が出ております。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案に沿って進めていきたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。平成30年の第2回の定例会を進めて参りますが、それでは議案に沿って、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は土佐山田町楠目字大西土居347番、地目は畑、面積は181㎡、外4筆、計5筆で合計8,712㎡、譲受人の耕作面積は9,588㎡、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は1です。

2番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は土佐山田町佐野字下モタイノウチ673番、地目は畑、面積は112㎡、譲受人の耕作面積は7,353㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り600,000円で総額68,000円です。

3番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は土佐山田町大法寺字ムクノサコ135番1、地目は田、面積は85㎡、外9筆、計10筆で合計1,564㎡、譲受人の耕作面積は6,193㎡、譲渡理由は母への贈与、譲受理由は子より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

4番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は香北町吉野字願常寺1088番1、地目は畑、面積は110㎡、譲受人の耕作面積は5,695.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り2,727,273円で総額300,000円です。

5番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は香北町永野字吉田大道ノ上1654番1、地目は畑、面積は189㎡、外3筆、計4筆で合計1,660㎡、譲受人の耕作面積は39,663.50㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り350,000円で総額547,925円です。

6番、譲渡人、  
、  
、譲受人、香北町下野尻262番地3、  
、  
、申請地は香北町永野字西植田1578番1、地目は田、面積は602㎡、外1筆、計2筆で合計810㎡、譲受人の耕作面積は10,760.57㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り300,000円で総額243,000円です。

7番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は香北町永野字的谷1452番、地目は田、面積は433㎡、譲受人の耕作面積は6,486㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は7で10a当り300,000円で総額129,900円です。

8番、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、申請地は香北町萩野字影地1387番、地目

は田、面積は323㎡、外1筆、計2筆で合計567㎡、譲受人の耕作面積は25,380.61㎡、譲渡理由はその他、譲受理由はその他、権利の種類は所有権移転贈与、資料は8です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の物件には該当しないものと思われま

す。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。

すみません、ちょっと事務局の方から補足説明が有ります。

事 務 局

1番ですが、今回申請の筆数としては5筆ですが、実際申請書は7筆ありますが、2筆についてはですね。農機具格納庫と防災倉庫などが設置されたので事前に申請されても許可なりませんよということで2筆については取り下げられております。ただですね、申請者がですね、その理由がわからないと関東の方の農政局は構わないというような話で現在のところ納得はされてないですが、ここは高知県ですので、四国農政局にも確認してますので、農機具格納庫とか防災倉庫が建っておればですね、農地と認められない部分がありますので、3条許可にはなりませんのでその旨は伝えております。

議 長

3条でなかって相続ということよね。3条じゃなかったらできる。

事 務 局

相続とかになればですね、またできますし、分筆されてですね、農地部分だけにすれば当然可能になってくると思います。

議 長

はい。何か他に質問は有りませんか。

事 務 局

ひとつ。

議 長

まだある。

事 務 局

3番なんです、資料3の方を見て頂いて、写真の方。竹林があるかと思いますが、復旧計画が提出されてまして、既に伐採もし始めております。筍を栽培するという事もありまして、ただまあ、このままではちょっと管理できてないんじゃないかということで一応一度ですね、伐採して頂くということで復旧計画を提出して、その後は肥培管理を行って頂くという計画が出されております。

議 長

写真見たら筍らしい物はない、竹らしい物はないろうがや。ここにあるか。

事 務 局

ごめんなさい、資料3の3ですので。資料3の3の方になります。

議 長

筍栽培って竹植えるのか。

事 務 局

まあ。

議 長

周辺から入ってくりゃあ。

はい、わかりました。

事 務 局

5番ですが、ファーム西永野が今回初めて農地を所有するということで出ております。ファーム西永野につきましては現在のところ農地所有的確法人の要件を満たしておりますので問題無いかと思われま

議長 これは農業法人のよね。代表取締役か何かに名前を前は入れよったけど最近入ってないよね。

の名称が入りよったよね。今度の場合は だけやけど。

事務局 代表というのがついてなくて、みんな。

議長 はい、わかりました。

事務局 8番ですが、譲渡理由と譲受理由がその他ということではちょっとわかりにくいかと思っておりますが、実際交換ということでは出てきておりましたけど、農地の交換では無いので、ちょっと削除しております。山林とかです、土地の交換です、無償で土地を交換するという事で申請が上がってます。以上です。

議長 はい。以上補足説明まで終わりましたので皆さん方からご意見、ご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい。どうも有難うございました。全員賛成です。続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、  
申請地は土佐山田町植字丸山後829番、地目は田、面積は33㎡、非農地化した理由は昭和44年に車庫を建築し、現在に至る。調査委員は堤委員で資料は9です。

2番、申請人、  
申請地は香北町谷相字トガ石949口、地目は畑、面積は1,857㎡、非農地化した理由は、昭和61年に払い下げを受けたが、耕作不便のため、そのまま耕作することなく放置し、山林化し、現在に至る。調査委員は小松推進委員で資料は10です。

3番、申請人、  
申請地は香北町日ノ御子字井ノ尻43番1、地目は畑、面積は16㎡、非農地化した理由は、昭和35年頃に杉、竹を植林し、現在に至る。調査委員は三谷委員で資料は11です。

4番、申請人、  
申請地は香北町梅久保字忠助989番、地目は田、面積は337㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪く、昭和50年頃より不耕作地となり、現在では、山林化（原野化）している。調査委員は森安委員で資料は12です。

5番、申請人、  
申請地は物部町庄谷相字白人1177番、地目は畑、面積は4,543㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪く、平成元年頃には既に山林化し、現在に至る。調査委員は山崎委員で資料は13です。

6番、申請人、

申請地は物部町仙頭字カヲタキ1260番2、地目は田、面積は239㎡、非農地化した理由は昭和55年頃に農業用倉庫を建て現在に至る。調査委員は山崎委員、近藤推進委員で資料は14です。

以上です。

議長 はい、以上で説明が終わりましたので、ただ今より調査員の方より、補足説明をお願いしたいと思います。1番につきまして堤さんお願いします。

委員(13番) はい。資料の9を見て頂きたいと思います。場所は岡本動物病院の西の方に乗馬クラブがありますが、そこの南側へ入ったところです。資料にもありますように、昭和44年に倉庫を建てて、その周りがちょっと写真でもありますように木がだいぶ太ってきております。問題は無いと思われれます。

議長 はい。それでは2番、すいません、小松推進委員。

推進委員(13番) はい。資料は10番で、車道から高低差200mから250m位上へ上がった小道を上ったところで、自分が物心ついた頃から、もうたぶん山林化になってると思うんで問題無いと思います。

議長 はい。3番、三谷さん。

委員(1番) はい。資料の11を見てもらうたら。これ、写真ばあではちょっとわかりにくいけど、この黄色い線をしちゃうくの左上に墓地が、3厘ばあの墓地が影になって日が当たらんかったということで、杉を除けたいということで、周りは全然、もう雑木林になって竹があつたりして、まあ杉が大木になつたり何とかしたいとか、それでまあ、非農地化したいということで見に行ってきましたけど、周りのことも全部見るけど問題無いというふうに見ました。

議長 はい、ええと4番、森安さん。

委員(5番) はい。これは根須、南岸から見たらもう伐採してソーラーパネルを据える予定でしたが、この方の土地は相続がスムーズにいかいで、相続が済んだのでやうと非農地証明出すということで。ここも写真で見ると通り。この写真、今は木を伐採して更地っていうか離れたところですけど、ここだけ残っておったっていうことで特に問題無いと思います。

議長 これは、周辺もほいたら太陽光やるが。周辺も。

委員(5番) 周辺も伐採して、周辺も1町ばあある。

議長 この黄色い丸からいうたらどればあ、もっと、何倍も。

委員(5番) これから言うたらね、4倍ばああらあせんろうか。

議長 それはもうすでに切っちゃう。

委員(5番) 切っちゃう。これもね、間違うて切っちゃう。ほいたら調べよつたらこの人があつて。

議長 そうか、そうか。はい、わかりました。ええとすいません。5番、山崎委員さん。

委員 (17 番) 資料 1 3 です。見ての通り山の中ですが、昔は何軒か家があったようですが、今はもう人家もなく、山林化してます。で問題無いと思います。

議 長 はい、すいません、6 番近藤委員さん、すいません。

推進委員 (18 番) はい、資料 1 4 です。昭和 5 5 年頃に農業用倉庫を建てて現在に至っております。周辺の同意も得られているので問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい。議案 2 号につきまして、補足説明を頂きましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議 長 はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いにつきまして説明の通り、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい。全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第 3 号農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について説明します。

1 番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町字東白井 2 2 6 4 番 1、地目は田、面積は 2, 9 0 8 m<sup>2</sup>、成立日、解約日ともに平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日、引渡日は平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日、解約理由は借り手の変更。

2 番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町岩次字南トクマツ 2 5 0 番 1、地目は田、面積は 1, 2 7 9 m<sup>2</sup>、成立日、解約日、引渡日ともに平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日、解約理由は売買のため。

3 番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町林田字カリヤ 1 5 1 番、地目は田、面積は 2, 2 0 2 m<sup>2</sup>、成立日は平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日、解約日、引渡日ともに平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日、解約理由はその他。

4 番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町楠目字メウカイ 4 1 6 3 番、地目は田、面積は 5 1 0 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 1, 8 9 0 m<sup>2</sup>、成立日、解約日、引渡日ともに平成 2 9 年 1 2 月 1 日、解約理由は病気等で労力不足。

5 番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町須江字岳ノ端 7 8 3 番、地目は田、面積は 2, 3 9 8 m<sup>2</sup>、成立日、解約日ともに平成 3 0 年 1 月 1 4 日、引渡日は平成 3 0 年 1 月 3 1 日、解約理由は借り人の死亡。  
以上です。

議 長 以上説明が有りましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので、皆さん方から、ご質問何か有りませんか。格段無いようですので、格段無ければですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 はい、続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出取消についての報告です。

事 務 局 報告第4号農地法第5条届出取消報告について説明致します。  
譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]  
[REDACTED]、申請地は土佐山田町旭町3丁目38、地目は畑、面積は743㎡、転用目的は倉庫兼駐車場、取り消し理由は契約の解除、受理日は平成29年12月18日、権利の種類は所有権移転売買。  
以上です。

議 長 この件につきましては前回の会の中です、議案として出ておりましたけれども、それを取り消したってことよね。

事 務 局 はい。

議 長 はい。何かご質問は有りませんか。格段無ければこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。  
議案第5号農地法第4条届出報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号農地法第4条届出報告について説明します。  
1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町百石町2丁目142番、地目は畑、面積は112㎡ 外1筆、計2筆で合計287㎡、転用目的は賃貸駐車場、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は15で調査員は事務局西村です。  
2番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字長谷川丸143番18、地目は田、面積は727㎡、転用目的は軽量鉄骨造2階建1棟、建築延面積は229.57㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は16で調査員は事務局西村です。  
以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたのでこの件につきまして質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。何か質問有りませんか。質問無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第6号農地法第5条届出報告について説明をお願い致します。

事 務 局 報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字籠中995番1、地目は畑、面積は272㎡、転用目的は賃貸住宅3棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は17で調査員は事務局西村です。  
2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町旭町3丁目38、地目は畑、面積は743㎡、転用目的は駐車場、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は18で調査員は事務局西村です。  
以上です。

議 長 はい。以上説明が終わりましたので報告第6号につきまして質疑を行いたい

と思いますのでご質問は何か有りませんか。この件については市街化区域のそれぞれ案件であります。格段問題も無いと思いますが、2番についてはですね、先程言った■さんが売られる土地が■というのに個人の■さんという名前でしたけど、変わられたという。何かこの人は奥さんが柚子の、柚子の飲料の関係の、そういう仕事をされいというふう聞いてます。格段有りませんか。格段無いようですので議案第6号につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。この説明をお願い致します。

事務局

諮問第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明します。

初めに所有権移転の案件です。資料は19です。これについては写真の資料もあります

1番、農業公社に所有権移転した後、■さんへ所有権移転する予定となっております。

続きまして貸借の案件です。

1番は、新規設定で、借受人が事業規模拡大のため借り受け、青ねぎを栽培します。

2番は、新規設定ですが、期間が切れたため、再度設定するもので、借受人は引き続きニラを栽培します。

3番、4番、5番は、新規設定で、■さんが借り受け、水稲を栽培します。

6～10番は、新規設定で、■が借り受け、水稲及び野菜を栽培します。

11番は、経営移譲年金の受給のため、再設定するものです。

12番、13番、14番は、新規設定で、■が借り受け、水稲を栽培します。

15番は、再設定で、借受人がニラを栽培します。

16番、17番は、これまで貸付人の希望により、貸し付けていた農地を、新規設定するものです。

18、19、20番は、新規設定で、借受人が事業規模拡大のため借り受け、青ネギを栽培します。

21番は、新規設定で、借受人が水稲を栽培します。

22番は、新規設定ですが、期間が切れたため、再度設定するものです。

いずれも、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

はい、以上説明が終わりました。ただ、関係する委員さんがおりますので、その件について先に進めたいと思います。12、13、14、15について岡田君が関係しておりますので退席をお願いしてですね、この件について採決をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

——岡田委員退席——

議長

すいません。ただ今より質疑を行いたいと思いますが先に、先程言いましたように、12番、13番、14番、15番につきまして岡田君が関係しておりますので先に質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。無いようですので、12、13、14、15につきまして賛成の方の挙手をお願い致します。



———全員挙手———

議長 はい。全員賛成です。有難うございました。

———岡田委員着席———

議長 それでは議案第7号につきましても全ての案件についてですね、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

21番は南国市のどっかでアパートかマンションか借りちゅう人、■■■■さんという人は初めて。

事務局 耕作計画がありますけれども、経営面積は0ですので初めてというふうに考えておまして、今後ですね、香美市には関係ないですけど、南国市の方でも農地を購入されるということを知っています。

議長 香北町で字下野とか府中とかいろいろ借りてますけど、現在この農地はどうなってます。他の人が栽培。■■■■さんいうたら農協へ行きよった人。前に委員されよった。

委員(10番) 国道の警察のところの南側の隣位じゃないろうか。

議長 あの辺、けんどきれいに作りゆうでね。

委員(10番) もう年やきやないろうか。

議長 元々本人が作りよったが。

委員(10番) 作りよった。子供さんが役場へ行きゆうし。

議長 そういうことか。

委員(5番) そうじゃおと思う。もうよう作らんというのは。

議長 そうかそうか。初めて農業されるかもわかりませんので、この人がね、買われる人が、付近の人はまたご指導をしちゃって下さい。

他に何か有りませんか。格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 疑 な し ———

議長 それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、原案の通り賛成の方の挙手をお願い致します。

———全員挙手———

議長 はい。全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第8号相続税納税猶予適格証明願についての説明をお願い致します。

事務局 議案第8号、相続税納税猶予適格証明願について説明します。

1番、被相続人、■■■■、相続人、■■■■

、適用を受けたい農地については土佐山田町字カラ堀曲り346番地1、地目は田、面積は2,915㎡の内2,044.5㎡、相続開始年月日及び取得農地経営開始年月日はともに平成30年7月2日で、資料は42です。

以上です。

議 長

はい。説明が終わりましたのでただ今より皆さん方よりご質問を受けたいと思います、何かありませんかね。

事 務 局

相続税納税猶予制度について簡単に説明します。この制度は農業を継続していくためにですね、相続税を払って、払う場合にちょっと金額が高すぎたりしてですね、農地を売却とかをしないといけない問題が生じるために自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために作られたものです。相続人が死亡した場合に猶予税額が免除されるということになります。また、平成21年度の改正により、農地の法律的な利用を促進する観点から利用権設定を行った場合についても適用ができることとなっております。猶予適用農地については、譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合にはその部分に対する猶予税額に利子税を加え納税しなくてはなりません。以上です。

議 長

一応期限が20年とか何かあるがやない。

事 務 局

相続人が亡くなった場合に免除される。

議 長

■さんて人が亡くなったってこと。

事 務 局

この場合はですね、被相続人の■さんが亡くなって■さんが相続されて相続税が、■さんが相続して、その相続税の免除を。

議 長

受けよったがよ。

事 務 局

これから申請です。

委員 (10 番)

これ、払うにようばんの、後。農業しよったら。

事 務 局

農業しよったら、そうですね。

議 長

20年間、20年間継続して作っていったら相続税を払うにようばんのよね。ここ結構市街化区域でね、金額的には結構高いがよ。この面積を相続受けたら。

事 務 局

市街化です。ここ。

委員 (10 番)

4千万かなんかやなかったかね。他にもあるろうけど。

事務局長

それでその間に他の用途に使ってしまったら、その間の分の猶予の分の利子税を払わんといかん。膨大に払わんといかんになります。

議 長

昔はそうやったけど、今は貸すことはかまん。

事 務 局

そうですね、市街化区域以外の農地については。

議 長

以外か。

事務局 | そうですね。市街化以外です。

委員 (14 番) | 調整区域はほいたら貸してもかまん。

事務局 | そうですね。

委員 (14 番) | 15年ばあ前によね、契約しちゅう時はよね、いかざってよね。前も委員会で問題になって。

議長 | 貸すこともいかんかった。

事務局 | 21年から改正されたってことで。

議長 | 農業委員会を通じてとか正式な賃貸の契約をしたらかまんってこと、闇ではいかんってことよね。そういうふうに変わっちゅう。この件についてはですね、皆さん方も十分に知っちゃったら、誰かこういうところが該当する人がおたらよね、相続税、結構金額高いきよね、こういう猶予の措置が有りますよっていうことを伝えちゃったらえいかもわからんけど、20年間自分が作らなあいかなとか、売ったりすることができんとかいう制約がありますのでそこところは十分に考えてせんとまた後で困ることになるかもわからん。  
ええと他に何かこの件について、議案8号について何か質問は有りませんか。格段無ければですね、議案第8号相続税納税猶予適格証明願についての賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 | はい。どうも全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第9号その他の件についてお願いします。  
それでは事務局の方からですね、その他の件については格段無いようので皆さん方から何か有りましたら受けたいと思います。格段無ければここでちよっと委員会議案は全て終了し、意見交換の為、小休止します。

閉会 (14時10分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 (原)

署名 人 宗石和彦 (宗石)

署名 人 岡田修一 (岡田)